

2. 障がい者の年金・手当等

1) 障害基礎年金

身・知・精

障害基礎年金は、国民年金に加入中に法に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付した期間（一部納付・全額免除を含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。

年金の額	1 級	1,039,625 円（年額）
	2 級	831,700 円（年額）
支給方法	2・4・6・8・10・12 月の 6 回に分けて振り込まれます。	
窓 口	国保年金課または土浦年金事務所（被保険者の種類により異なります）	
備 考	上記のほか、障害基礎年金を受ける方に子ども（18 才未満の子・障がいがある子は 20 才未満）がいる場合、第 2 子までは一人につき年額 234,800 円、第 3 子以降 1 人につき年額 78,300 円が加算されます。	

2) 特別児童扶養手当

身・知・精

心身または精神に障がいがある 20 歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

	対象の障がいの目安	支給月額	支給方法
1 級	身体障害者手帳 1 級・2 級及び 3 級の一部療育手帳④・A 同程度の障がいのある児童（診断書が必要）	56,800 円	年 3 回（4・8・11 月）に受給者の金融機関の口座に振り込まれます
2 級	身体障害者手帳 3 級及び 4 級の一部療育手帳 B（診断書が必要） 同程度の障がいのある児童（診断書が必要）	37,830 円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得が一定額以上の場合（支給停止） ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、戸籍謄本、診断書、保護者（受給者）名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

3) 特別障害者手当

身・知・精

在宅で常時特別な介護を必要とする20歳以上の最重度の障がい者に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金1級程度の障がい重複している方 ・障害基礎年金1級程度の障がい1つ、同2級程度の障がい2つ以上重複している方 ・肢体、内部、精神のいずれかに障害基礎年金1級程度の障害が1つあり、日常生活に著しい制限があると判定できる方 		29,590円	年4回(2・5・8・11月)に本人の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に3か月を超えて入院の場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、診断書、本人名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

4) 障害児福祉手当

身・知・精

日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の重度の障がい児に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級程度の方 ・療育手帳④程度の方または同程度の精神障がいの方 		16,100円	年4回(2・5・8・11月)に本人の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい支給事由とする年金を受給できる場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、診断書、本人名義の預金通帳、個人番号がわかるもの		

5) 在宅心身障害児福祉手当

身・知

身体または知的に障がいがある20歳未満の児童で、障害児福祉手当(重度障がい)に該当しない障がいを有する児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

対 象 者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級～3級又は4級の一部 ・療育手帳④・A・Bの方 		3,000円	年2回(9・3月)に本人の銀行口座に振り込まれます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉手当を受給している場合 ・福祉施設等に入所している場合 		
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給		
窓 口	社会福祉課		
手 続	障がい者手帳、保護者(受給者)名義の預金通帳		

6) 心身障害者扶養共済制度

身・知・精

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として保護者が毎月掛金を納入し、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること ・特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人であること
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳を所持する方 ・身体障害者手帳を所持し、その等級が1～3級までに該当する方 ・精神または身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛金	1口9,300円～23,300円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※2口加入の場合は倍額
給付金	加入者が死亡または重度障がいとなったときは、1口につき、月20,000円の年金が支給されます。また、子が死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。（加入1年未満は支給なし）
手続	住民票（保護者、障がい児（者）、年金管理者）、手帳、印かん、加入等申込書、障害証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書
窓口	社会福祉課

7) 難病患者福祉手当

難

原因不明で治療方法が確立していない難病患者とその保護者の労苦に報いるために支給されるもので、手当を受給するには申請が必要です。

対象者	茨城県発行の「指定難病特定医療費受給者証」所持者
支給年額	10,000円 ※ただし、支給対象月数が10ヶ月未満の場合は、対象月数×1,000円
支給方法	年1回、3月に本人の銀行口座に振り込みます。
手続	指定難病特定医療費受給者証、本人名義の預金通帳
窓口	社会福祉課
その他	申請月の翌月分から支給該当



各種手当は、申請をして認定されると受給できます。該当と思われる方は、社会福祉課へご相談ください。

